

令和 7 年 12 月 9 日

令和 7 年第 3 回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和 7 年 12 月 5 日付託分)

総務局

令和7年度11月補正予算

1 令和7年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【総務局関係】 1

議案（条例その他）

2 神奈川県県税条例の一部を改正する条例の概要	2
3 高相合同庁舎新築工事（電気）請負契約の内容	4
4 当せん金付証票の発売の概要	5
5 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の概要	6
6 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例 の概要	7
7 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例 の一部を改正する条例の概要【総務局関係】	10
8 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例 の一部を改正する条例の概要	11
9 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 の一部を改正する条例の概要	13
10 退職手当に関する処分に対する審査請求についての概要	14

参考資料 総務政策常任委員会資料 附属資料 総務局

【議案（予算 その2） 定県第104号議案】

1 令和7年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【総務局関係】

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費			48,238
	6 総務管理費		22,968
		財政運営事務費	22,968
	7 徴税費		25,270
		県税事務所等設備維持運営費	25,270
総務局計			48,238

【議案（条例その他 その4） 定県第116号議案】

2 神奈川県県税条例の一部を改正する条例の概要

（1）改正の趣旨

水源環境の保全及び再生に資する事業の充実を図るため、個人の県民税の超過課税措置の適用期間を延長するなど、所要の改正を行うものである。

（2）改正の内容

個人県民税の超過課税に係る所得割の税率を変更するとともに、適用期間を5年間延長する。（附則第23条関係）

ア 税率

（改正前）

区分	標準税率①	上乗せ率②	超過税率（①+②）
均等割	1,000円	300円	1,300円
所得割 〔指定都市に住所を有する者は2%〕	4 % 〔指定都市に住所を有する者は2%〕	0.025% 〔指定都市に住所を有する者は2.025%〕	4.025% 〔指定都市に住所を有する者は2.025%〕

（改正後）

区分	標準税率①	上乗せ率②	超過税率（①+②）
均等割	1,000円	300円	1,300円
所得割 〔指定都市に住所を有する者は2%〕	4 % 〔指定都市に住所を有する者は2%〕	0.018% 〔指定都市に住所を有する者は2.018%〕	4.018% 〔指定都市に住所を有する者は2.018%〕

イ 適用期間

令和9年度から令和13年度まで

ウ 税収規模

単年度平均 約40億円

（3）施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和9年1月1日

イ 経過措置

令和9年度以後の年度分の個人県民税について適用し、令和8年度分までの個人県民税については、なお従前の例による。

【議案（条例その他 その4） 定県第128号議案】

3 高相合同庁舎新築工事（電気）請負契約の内容

- (1) 工事名称 高相合同庁舎新築工事（電気）
- (2) 工事場所 相模原市南区相模大野六丁目3957番1
- (3) 請負契約者名 株式会社光陽電業社
代表取締役 小川公利
- (4) 請負契約金額 8億6,434万2,930円
- (5) 工事着手年月日 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定による議会の議決があった日から7日以内
- (6) 工事完成予定年月日 令和9年2月22日

【議案（条例その他 その4） 定県第162号議案】

4 当せん金付証票の発売の概要

(1) 趣旨

令和8年度における公共事業等の費用の財源に充てるため、当せん金付証票法第4条第1項の規定により全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじの発売について議決を得たいので提案するものである。

(2) 発売総額

令和8年度における神奈川県分の宝くじの発売総額を250億円以内とする。

【議案（条例その他 その5） 定県第166号議案】

5 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

知事等の期末手当について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正する条例

知事及び副知事の給与等に関する条例（第1条、第2条）

教育長の給与等に関する条例（第3条、第4条）

監査委員の給与等に関する条例（第5条、第6条）

公営企業管理者の給与等に関する条例（第7条、第8条）

特別職の秘書の職の指定等に関する条例（第9条、第10条）

(3) 改正の内容

ア 令和7年12月に支給する期末手当の支給割合を以下のとおりとする。

支給月	在職期間	改正	現行
令和7年 12月	6月	100分の177.5	100分の172.5
	3月以上 6月末満	100分の106.5	100分の103.5
	3月末満	100分の 53.25	100分の 51.75

イ 令和8年度以降の期末手当の支給割合を以下のとおりとする。

支給月	在職期間	支 給 割 合
6月 12月	6月	100分の175
	3月以上 6月末満	100分の105
	3月末満	100分の52.5

(4) 施行期日等

公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。ただし、(3)イについては、令和8年4月1日から施行する。

【議案（条例その他 その5） 定県第167号議案】

6 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要

（1）改正の趣旨

令和7年10月10日の人事委員会の勧告等を勘案し、給料表等について、所要の改正を行うものである。

（2）改正の内容

ア 令和7年度の改定 （公布日施行）

（ア）給料月額 （令和7年4月1日適用）

各給料表の給料月額を人事委員会から勧告を受けた給料表のとおり改める。（別表第1～別表第10関係）

（イ）地域手当の支給割合 （令和7年4月1日適用）

地域手当の支給率を次のとおりとする。（第9条の2第2項関係）

改 正	現 行
12.50/100	12.45/100

（ウ）通勤手当の支給額 （令和7年4月1日適用）

自動車等の使用者の通勤手当の支給上限額を次のとおりとする。

（第9条の5第2項関係）

改 正	現 行
3万8,700円	3万1,600円

（エ）期末手当の支給割合 （令和7年12月1日適用）

令和7年12月の支給割合を次のとおりとする。（第15条第2項及び第3項関係）

職員の区分	改 正	現 行
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般の職員	127.5/100
	特定幹部職員	107.5/100
定年前再任用短時間勤務職員	一般の職員	72.5/100
	特定幹部職員	62.5/100

- (オ) 勤勉手当の支給割合 (令和7年12月1日適用)
 令和7年12月の支給割合を次のとおりとする。 (第16条第2項関係)

職員の区分	改 正	現 行
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般の職員	107.5/100
	特定幹部職員	127.5/100
定年前再任用短時間勤務職員	一般の職員	52.5/100
	特定幹部職員	62.5/100

イ 令和8年度の改定 (令和8年4月1日施行)

- (ア) 給料表
 各給料表について、号給の見直し等を行う。 (別表第1関係等)

- (イ) 通勤手当の支給額
 自動車等の使用者の通勤手当の支給上限額を次のとおりとする。
 (第9条の5第2項関係)

改 正	令和7年度の改正
6万6,400円	3万8,700円

- (ウ) 期末手当の支給割合
 令和8年度以降に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。 (第15条第2項及び第3項関係)

職員の区分	改 正	令和7年度の改正
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般の職員	126.25/100
	特定幹部職員	106.25/100
定年前再任用短時間勤務職員	一般の職員	71.25/100
	特定幹部職員	61.25/100

- (エ) 勤勉手当の支給割合
 令和8年度以降に支給する勤勉手当の支給割合を次のとおりとする。 (第16条第2項関係)

職員の区分	改 正	令和7年度の改正
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般の職員	106.25/100
	特定幹部職員	126.25/100
定年前再任用短時間勤務職員	一般の職員	51.25/100
	特定幹部職員	61.25/100

(3) 施行期日

施行期日は次のとおりとする。

改正の内容	施行期日等
(2)ア	公布の日施行。ただし、(ア)(イ)(ウ)については令和7年4月1日から、(エ)(オ)については令和7年12月1日からそれぞれ適用する。
(2)イ	令和8年4月1日施行

(4) その他（経過措置等）

ア 号給の切替え

各給料表の一部の級について、県独自で追加している号給の廃止により、令和8年3月31日において職員が受けている号給が廃止された場合は、令和8年4月1日に当該職員の属する級における最高の号給への切替えを行う。

イ 号給の切替えに伴う経過措置

(4)アに該当する職員が、令和8年4月1日に受ける給料月額が、令和8年3月31日に受ける給料月額に達しない場合は、令和9年3月31日までの間、その差額分を支給する。

【議案（条例その他 その5） 定県第168号議案】

7 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局関係】

（1） 改正の趣旨

仕事と育児との両立支援を推進するため、同性パートナーの取得可能な勤務時間・休暇制度の拡充、子の看護等休暇の取得日数の増加など、所要の改正を行うものである。

（2） 改正の内容

ア 育児休暇、子の看護等休暇等の対象となる子について、同性パートナーを含む事実婚の配偶者の子を含めることとする。（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条第1項関係）

イ 子の看護等休暇の取得日数について、子が1人の場合は6日、2人の場合は12日、3人以上の場合は15日の範囲内で取得可能とする。（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の4第1項関係）

ウ その他規定整備を行う。（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の5第1項及び第16条の4第1項関係）

（3） 施行期日

令和8年4月1日

【議案（条例その他 その5） 定県第171号議案】

8 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

令和7年10月10日の人事委員会勧告等を勘案して、給料表等について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

(ア) 令和7年度の改定 (公布日施行)

a 給料月額 (令和7年4月1日適用)

人事委員会から勧告を受けた給料表のとおり改める。（第5条関係）

b 期末手当の支給割合 (令和7年12月1日適用)

令和7年12月の支給割合を次のとおりとする。（第6条第2項関係）

改 正	現 行
177.5/100	172.5/100

(イ) 令和8年度の改定 (令和8年4月1日施行)

a 期末手当の支給割合

令和8年度以降の支給割合を次のとおりとする。（第6条第2項関係）

改 正	令和7年度の改正
175/100	177.5/100

イ 任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(ア) 令和7年度の改定 (公布日施行)

a 給料月額 (令和7年4月1日適用)

人事委員会から勧告を受けた給料表のとおり改める。（第7条第1項関係）

b 期末手当の支給割合 (令和7年12月1日適用)

令和7年12月の支給割合を次のとおりとする。（第8条第2項

関係)

改 正	現 行
97.5/100	95/100

- c 勤勉手当の支給割合 (令和7年12月1日適用)
令和7年12月の支給割合を次のとおりとする。 (第8条第2項
関係)

改 正	現 行
90/100	87.5/100

- (イ) 令和8年度の改定 (令和8年4月1日施行)

- a 期末手当の支給割合

令和8年度以降の支給割合を次のとおりとする。 (第8条第2
項関係)

改 正	令和7年度の改正
96.25/100	97.5/100

- b 勤勉手当の支給割合 (令和8年4月1日適用)
令和8年度以降の支給割合を次のとおりとする。 (第8条第2
項関係)

改 正	令和7年度の改正
88.75/100	90/100

(3) 施行期日等

改正の内容	施行期日等
(2)ア(ア)及び (2)イ(ア)	公布の日施行。ただし、(2)ア(ア)a及び(2)イ(ア)aにつ いては令和7年4月1日から、(2)ア(ア)b並びに(2)イ (ア)b及びcについては令和7年12月1日からそれぞれ 適用する。
(2)ア(イ)及び (2)イ(イ)	令和8年4月1日施行

【議案（条例その他 その5） 定県第172号議案】

9 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

県議会議員の期末手当について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 令和7年12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	在職期間	改正	現行
令和7年 12月	6月	100分の235	100分の230
	3月以上6月末満	100分の141	100分の138
	3月末満	100分の 70.5	100分の69

イ 令和8年度以降の期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	在職期間	支 給 割 合
6月 12月	6月	100分の232.5
	3月以上6月末満	100分の139.5
	3月末満	100分の 69.75

(3) 施行期日等

公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。ただし、(2)イについては、令和8年4月1日から施行する。

【議案（条例その他 その5） 諒問第1号】

10 退職手当に関する処分に対する審査請求についての概要

(1) 趣旨

元中学校教諭に対して、神奈川県教育委員会が退職手当を支給しないこととした処分を行ったところ、神奈川県知事に対し、審査請求があつたので、地方自治法第206条第2項の規定により諒問するものである。

(2) 審査請求人

[REDACTED]

(3) 処分庁

横浜市中区日本大通1
神奈川県教育委員会

(4) 審査請求年月日

令和7年3月19日

(5) 審査請求の趣旨

審査請求人は、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、職員の退職手当に関する条例（以下「条例」という。）の規定により、一般の退職手当等（以下「退職手当」という。）の全部を支給しないこととした処分（以下「本件処分」という。）を不服として審査請求を行った。

(6) 審査請求の理由

教育委員会が条例第12条第1項に基づき、令和6年12月25日付けで審査請求人に対して行った本件処分は、処分を行うに際し、考慮すべき重要な事実を十分考慮しておらず、法ないし事実の解釈を誤ったものである。したがって、重要な事実の基礎を欠く又は、社会通念上著しく妥当を欠くといえ、裁量権の逸脱・濫用に該当し違法であると言わざるを得ないため、取消しを求める。

(7) 審査請求に対する県の見解

ア 審査請求人は、神奈川県人事委員会に対し、教育委員会が審査請求

人に対して行った懲戒免職処分の取消しを求めて別途審査請求を提起しているが、裁決により取り消された事情等は見当たらないため、条例第 12 条第 1 項第 1 号の「懲戒免職等処分を受けて退職した者」に該当することは明らかである。

イ 条例第 12 条第 1 項は、懲戒免職処分を受けて退職した者に対して、当該退職した者が占めていた職の職務及び責任、当該退職した者の勤務の状況、当該退職した者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職した者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができると規定しており、その具体的な判断は、任命権者の裁量に委ねられている。

ウ この点、「国家公務員退職手当法の運用方針（昭和 60 年 4 月 30 日 総人第 261 号）」では、非違の発生を抑止するという制度目的を踏まえ、懲戒免職を受けて退職した者に対して、退職手当の全部を支給しないことを原則とし、例外的に「停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合」、「処分の理由となった非違が正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したことのみで、特に参酌すべき情状のある場合」、「処分の理由となった非違が過失（重過失を除く。）によるものであり、特に参酌すべき情状のある場合」などに限定して、退職手当の一部を支給しないこととする処分を行うこととしている。教育委員会においては、こうした国の取扱いに準じて具体的な判断を行っている。

エ 本件について、審査請求人が行った非違行為は、一般的・客観的に、女子生徒の性的羞恥心を害し、心身に有害な影響を与えるものであり、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和 3 年 法律第 57 号）第 2 条第 3 項第 5 号の児童生徒性暴力等に該当すること、教育公務員としての職の信用を傷つけ、日々、懸命に励んできた勤務校の他の教員の努力を台無しにし、ひいては教育公務員全体の不名誉になる行為であることなどの事情が認められる。これらを考え合わせると、本件は退職手当の一部を支給しないこととする処分にとどめる場合に該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件処分は裁量の範囲内の適法かつ妥当なものであり、審査請求人の主張には何ら理由がないから、行政不服審査法第 45 条第 2 項により棄却すべきである。